

日時 令和4年5月9日（月）

場所 特許庁庁舎9階 庁議室（オンライン会議併用）

産業構造審議会知的財産分科会

第4回財政点検小委員会

議 事 録

特 許 庁

目 次

1. 開 会	1
2. 特許特別会計の財政運営の状況について	2
3. 自由討議	12
4. 閉 会	36

1. 開 会

○吉澤総務課長 それでは、定刻より少し早い時間でございますけれども、皆様おそろいになりましたので、ただいまから、産業構造審議会知的財産分科会第4回財政点検小委員会を開会させていただきます。

本日は、御多忙の中御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。本日、事務局を務めます特許庁総務課長の吉澤でございます。よろしくどうぞお願い申し上げます。

本日の議事進行につきましては、小林委員長をお願いしたいと思います。それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

○小林委員長 ありがとうございます。本日は、「特許特別会計の財政運営の状況について」という議題について御審議いただければと思います。

それでは、議題に移る前に事務局から、委員の出欠状況及び定足数等について御説明をお願いいたします。

○吉澤総務課長 本日は、議決権を有する7名の委員全員に御出席をいただいておりますので、産業構造審議会令第9条に基づき、本小委員会は成立いたします。

次に、配付資料の確認をさせていただきたいと思います。お手元に「座席表」「議事次第」「タブレットの使い方」というものについては、お手元に紙で配付させていただいております。「委員名簿」「資料」につきましてはお手元のタブレットで御覧をいただきたいと思います。押しただいてちょっと時間かかるかもしれませんが、もしタブレットの使い方についてお困りになった場合には、お席で手を挙げていただくなど、オンラインの先生方も合図していただければと思います。担当の者が対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、議事の公開につきまして、前回同様、本小委員会では新型コロナウイルス対応、サーバー負荷軽減等のために、一般傍聴及びプレスへのリアルタイムでの公開は行っておりません。しかしその後、会議後に議事録を特許庁のホームページにおいて公開いたします。今回も、委員の皆様方に後日議事録の内容を御確認いただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

また、本日より、日本弁理士会より市川ルミ執行理事に代わられまして、榎本英俊副会長にオブザーバーとして御参加いただいております。また、日本知的財産協会・戸田裕二参与、日本経済団体連合会知的財産委員会の萩原恒昭企画部長代行、そして日本商工会議所の山内清行産業政策第一部長におかれましては、引き続きオブザーバーとして御参加をいただいております。

また、委託調査を実施していますあずさ監査法人から、本日、参加もいただいております。技術的事項について、必要に応じて事務局から説明をお願いする場合がございますので、あらかじめ御了承いただきたいと思います。

以上です。

○小林委員長 ありがとうございます。

それでは、議事に先立ちまして、森特許庁長官から一言御挨拶をお願いいたします。

○森特許庁長官 特許庁長官の森でございます。今日は、皆様お忙しいところ来ていただきまして、ありがとうございます。財政点検小委員会の開会に当たりまして、一言挨拶を申し上げさせていただきます。

特別会計の財政状況が逼迫していることを背景に、昨年5月、そして6月、11月に財政点検小委員会を開催しまして、財政状況及び特許料などの料金の見直しについて御審議を賜りました。御審議では、適切な財政運営の考え方や必要な剰余金の水準などについて御検討いただき、料金見直しの方向性をお示しいただきました。本年4月より特許料等が改定となりましたが、皆様の御尽力に改めて感謝を申し上げる次第でございます。

引き続き特許庁のサービスを維持・向上していくために、財政運営に関してどのような考え方、取組が必要かについて、委員及びオブザーバーの皆様には、ぜひ忌憚のない御意見を今日もいただきたいというふうに思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。小林先生、よろしくをお願いいたします。

2. 特許特別会計の財政運営の状況について

○小林委員長 ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。

本日の議題について、事務局からの説明をお願いいたします。

○吉澤総務課長 それでは、お手元の資料でございます財政点検小委員会資料1「特許特

別会計の財政運営の状況について」と書かれました資料、こちらに基づいて御説明をさせていただきます。

1枚おめくりいただきまして目次というふうになっておりますが、さらにその次のページ、右側の下のほうにスライドの数が書いておりますので、こちらのスライドの数のほうをお示ししながら御説明させていただきます。

スライド4のところまで行っていただきまして、本日、第4回委員会で取り扱う内容について御説明いたします。本委員会は毎年2回、定期的に開催します。春、秋ということです。今回、春の委員会であります。第4回委員会では昨年度、令和3年度の決算見込み、そしてその令和3年度の出願実績等を踏まえた財政状況の見通し、令和4年度の予算、そして令和5年度の概算要求の水準について御説明し、点検を実施していただくというのが1つでございます。それに加えまして、中小企業に対する減免制度の見直し、あるいは今後の情報公開に関するアニュアルレポートについて御報告をさせていただきます。

続きまして、もう2枚めくっていただきまして、スライドの6というところをお開きいただければと思います。1つ目のポイントであります令和3年度の決算の見通しでございます。令和3年度の歳入決算見込額は1,457億円、歳出決算見込額は1,415億円というふうになっております。

まず歳入につきましては、本年4月からの料金値上げを見据えて、値上げ前の特許料等の支払いによりまして、令和3年度の歳入が想定より増大する見込みでございます。一方、歳出につきましては、競争入札による契約額の減等により、執行率が90%というところまで抑えられております。この結果、令和3年度末における剰余金の額、これが増加する見込みです。具体的には、このページの一番下の部分ですが「剰余金」と書かれているところ、令和3年度、予算段階では409億円と見込んでおいた部分が727億円という決算見込みでございます。ただし、この令和3年度の歳入につきましては、今ほど申し上げたとおり、値上げ前の特許料支払いによる、一種の駆け込みによる歳入増であるというふうに考えられることから、その反動減に注意が必要だというふうに考えております。

具体的には、次のページを開けていただきましてスライド7になりますが、こちらは上の棒グラフ、左側が2020年度の月別の納付額の推移、右側が2021年度の月別の納付額の推移です。見ますと、右側の2021年度直近の2月、3月に大きく納付額が増えております。下の納付件数のところも、特許の部分が特に大きく増えております。折れ線グラフの部分のオレンジ色が予算段階で見込んでいたものですが、それをこの2月、3月、大きく上回

っており、大体150億円の駆け込みでの納付が行われたというふうに私どもとしては見ております。

次のページでございます。スライド8をお開けいただければと思います。これまでの委員会でもお示しをしている特許特会の歳出歳入、そして剰余金の推移のグラフでございます。今回、一番右側の2つの棒でございます令和3年度と令和4年度、この部分について直近の状況を踏まえて修正しております。令和3年度のところにつきましては、今ほど申し上げましたとおり、歳入歳出の部分、歳入が1,457億円、歳出が1,415億円となったことにより、剰余金は727億円の見通しということであります。

一番右側の棒グラフですが、これは令和4年度の見通しを示しております。令和4年度については、この後御説明いたしますが、予算が既に成立しております。その予算額として、歳出が1,568億円（青）歳入が1,489億円（オレンジ）ということで、若干の赤字となり、648億円の剰余金の額を見込んでおります。ただし、下方に青色の点線が下りておりますが、その額として468億円という数字を書いております。これは、今ほど私が申し上げました令和3年度末に発生した駆け込みの歳入増、これによる反動の歳入減が、仮に全て令和4年度に発現したというふうに仮定した場合の数値として、私どもが想定として置いたものでございます。具体的には、最大180億円の反動減があり得るというふうに見込む数字でございます。これは、150億円の駆け込み歳入増を、4月1日から後の現在の新しい料金体系下に引き直して考えたときの最大の反動減の数が180億円というふうに見込んでいるものでございます。

次のページに移っていただければというふうに思います。それでは、令和3年度の出願等の推移を御報告いたします。

右側の下のスライド10を開けていただければと思います。まず、このスライドは特許の出願などの件数の推移であります。グラフの見方ですが、左側から特許出願、真ん中が審査請求、右側が国際特許出願になります。幾つかの色がついている折れ線グラフがございしますが、グレーが2019年度、オレンジが2020年度、ブルーが2021年度ということで、その年度の月別の積み上がり、累積を示しているものでございます。

特許出願につきましては、2020年度はコロナ禍の影響もあって、特許出願が5.9%の減、審査請求については1.6%の減となりましたけれども、2021年度は、出願件数は0.9%の増、審査請求件数は1.8%の増という形で、微増するような形になっております。国際特許出願件数については、2020年度は前年度比で減少いたしました。2021年度においては、前

年度比で+6.5%の増加という形で増加傾向になってきておるところでございます。

次のページを開けていただきまして、スライドの11をお開けいただければというふうに思います。こちらは意匠と商標の出願件数の推移でございます。左側が意匠の出願であります。こちらにつきましては、グラフの見方は同じでありますけれども、2020年度は前年度比で増加いたしました。2021年度は前年度比で2%の減少という推移でございます。

一方、右側の商標の出願につきましては、2019年度から一貫して増えてきております。2021年度も前年度比で3%の増加という形になっておるところでございます。

次に、スライド12を開けていただきまして、こちらは参考資料、過去の委員会でお示したものと同一のものでございますが、過去、歳入のシミュレーションをしていただいたときのそのシナリオの条件ということで、出願件数等につきまして高位シナリオ・中位シナリオ・低位シナリオという3つのシナリオを用意させていただいております。それぞれここに詳細書いておりますが、今ほど申し上げましたところから見ますと、特許の出願、これにつきましては微増ということで減少傾向ではないということでもございますので、ここで言いますと中位ないしは高位、このあたりのどこかのシナリオに入っているのではないかとこのように考えております。

商標につきましては、これは一貫して増加していることから、一番左の高位のシナリオをたどっているのではないかとこのようにございます。

PCT(国際特許出願)につきましては、こちらは2021年度増加傾向でございますので、こちらの中位のところ、コロナ前と同じトレンドのように増加していて、増加傾向のところに来ているということで、中位相当の推移をたどっているということではないかというふうに考えており、この後御説明していく足元のシミュレーションでも、その前提を組み入れた上でシミュレーションを行っているものでございます。

次に、スライド14を開けていただきますと、次のトピックであります令和4年度、今年度の予算額の詳細についてお示しをしております。このグラフの見方ですが、左側が項目名になりまして、その右側に令和3年度の予算の額を書いております。その右側が「R4要求」と書いてありますが、令和4年度の概算要求、昨年の夏の段階での要求額。そして「R4予算」と書いてありますが、今年の3月に成立した予算額を書いております。一番右が、それらを踏まえて令和3年度の予算と令和4年度の予算の対比としての増減を書いております。

こちらを見ていただきますと、まず総額といたしまして21億円減の1,541億円というこ

とであります。その内訳をそれぞれ見ていただきますと、真ん中あたりに庁舎改修費+60億円というふうになっておりまして、庁舎改修が今年度本格化して最終年度でございます。ここが増えております。それから、その2つ下に政策経費（中小企業・大学支援等）ということで5億円程度増やさせていただいておりますが、それ以外の項目については、それぞれ減少ということで、削減、効率化の努力をいたしておるところでございます。

次のページを開けていただきましてスライド15になります。こちら、私どもが予算が成立した段階で対外的に御説明をしている予算のポイントということでございます。今、御説明したこととも重なりますが、予算額1,541億円ということで、徹底した歳出削減を継続しつつ、手続・審査体制のDX化を進め、イノベーション創出に向けた知財経営・活動を重点的に支援ということで、1つ目が業務やシステムの効率化を徹底することで、世界最速・最高品質の審査を実現するというふうに書いております。審査体制の業務の効率化、情報システムの効率化の徹底など、こういった項目で基本的には減少ということになっております。

次に、16ページでございます。一方で、今ほど申し上げました中小ベンチャー企業あるいは大学等の知財活動を重点的に支援する。それに加え、企業の知財経営の普及・実践を支援するという政策的な観点からの予算については増加をしているということでございます。項目については、以下お示しをさせていただいております。

次のページを開けていただきまして、スライド18でございます。3つ目のポイントになりますけれども、令和5年度、来年度の特許特別会計の概算要求額の考え方について御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、特許特別会計の今私どもの管理といたしまして、大きく分けて、一時的な経費と定常経費の2つに分けて管理をしていくという考え方をとっております。そのうち、まず一時的な経費、これについてはさらに大きく分けると、今現在進んでいる庁舎改修のための費用、そしてシステムを刷新するための費用、大きく分けてこの2つでございます。これらについて必要な額を令和5年度にも計上していくということでありますが、まず庁舎改修については、今ほど申し上げたとおり、令和4年度、今年度におおむね終了し、移転費用等の経費に限られることから、大幅な削減が見込まれます。

一方でシステム刷新の費用につきましては、このシステム刷新の計画が令和8年まで継続するというところでございまして、引き続き一定の歳出が続いていくものというふうに見ております。

次に、一方で定常的な経費、一時的な経費以外の部分の経費でございますが、この部分については、右側の下のほうに過去の委員会資料から抜粋をさせていただいておりますが、基本的な考え方として御審議いただいているものとして、定常経費を現行料金体系下での歳入を下回るものとすべく、歳出削減取組を継続。この現行というのは、4月1日より前の段階のものでございますので、旧料金体系下での見込まれる歳入を下回るものとしていくということが基本的な線でございます。以前の御審議でいただいたこの線に沿って、今後、令和5年度の予算要求額を設定してまいりたいというふうに思っております。旧料金体系下での令和5年度における歳入の見込み、これがどれぐらいかということを見積ると、約1,350億円程度というふうに見積もられるところでございますが、先ほども申し上げました駆け込みの歳入増に伴う反動減、こういったことも含めて、どのような形でこの夏までに歳入動向が変動するのか、そういったものも注視しながら具体的な定常経費の要求額を設定していきたいというふうに思っているところです。

次に、1ページめくっていただきましてスライド19以降、予算と実績の管理の予実管理の方向性（ダッシュボード）という部分を御説明させていただきます。

スライド20に移っていただきまして、必要な増収額の検討。これは御参考資料ですけれども、このシミュレーションを行うに当たって、これまでの小委員会で御議論をいただいたことをまとめて整理して書かせていただいております。まず、①剰余金につきましては、リスクバッファとして最低400億円を下回らない、この額を確保していくということが1点目です。2点目は、今後必要となる投資的な資金について、2030年代半ばまでに1,400億円を確保していくことがそれぞれ必要であるということを確認いただいております。その上で、シミュレーションということで6通り。これは、必要な増収額として算出した年150億円を値上げで確保した上で、この6通りのシナリオ、つまり出願件数については高位・中位・低位、そしてそれぞれについて物価上昇率が高いものと現状並み、この2つに分けて、3×2の6通りでシミュレーションいただいていたのが過去のものでございます。

その上で御検討いただいた結論として、低位のシナリオでも、一番厳しいシナリオでも、年間150億円の増収となる値上げによって400億円程度の剰余金が当面確保できるようにした上で、必要な投資資金が確保できるかその推移を見ることが妥当であるというのが、この委員会でいただいているこれまでの御結論というふうに私ども認識をしておるところでございます。

その上で、足元につきましてどのような推移をたどっているのかということ、次ページ目以降で御説明いたします。スライド21であります。この部分については剰余金の推移、トレンドであります。先ほども申しましたとおり、2021年度は歳入が予算額を超えたということで予想よりも上回っておりますが、駆け込みによる反動減の注意が必要ということです。

下のほうの棒グラフでございますけれども、これまでの剰余金の実績と推移でして、2021年度については青いところ、727億円でありまして、これは先ほど申し上げた6通りのシナリオ、低位・中位・高位、いずれのシナリオも400億円台というふうに見込んでいたことと対比いたしますと、大きく上振れているという状況でございます。

次に、22ページに移らせていただきます。こちらは剰余金についての今後2026年度までの見通し、シミュレーションということであります。その前提でありますけど、上の青い箱にあります。当然のことながら今ほど御説明した2021年度の決算の見込み、そして2022年度の予算、これも成立したもの。そして直近の出願動向、先ほど申し上げました特許関係については中位、商標については高位というようなことを御説明しましたが、そのシナリオ。そして最新の物価上昇率の予想を基に、剰余金の推移を2026年度まで出したものであります。

物価上昇率の予想でありますけれども、昨今、物価上昇が言われておりますが、ここで採用しておりますのは、その下に書いております経済財政諮問会議が今年の1月に出した中長期試算のうち国内企業物価について、いわゆる成長実現ケースと言われているより高い部分のケースの国内企業物価の数字、2022年度から2026年度までそれぞれ書いておりますが、そちらをとってきて採用しております。

これが累積の剰余金のシミュレーションというふうになります。繰り返しになりますが、2022年度については反動減も含めて減少するというふうに見込まれますが、2023年度以降、順次剰余金が積み上がるようなトレンドを見込んでおるところでございます。ちなみに、紫色の棒がこの棒グラフの左側のほうについております。この紫色の棒グラフの厚みは、2036年度に1,800億円の剰余金まで積み上げていく。もちろんその間、投資資金を一部先行して使っていく、歳出することもあるわけなんですけど、この1,800億円の剰余金に到達するという前提にした場合に、そのために要する2023年度から2036年度までに毎年何億円積み上げていけばいいのかという数字でありまして、それが95億円という数字になっております。この紫色の棒グラフの厚みが95億円ということでして、それぞれの年度に

必要となる95億円との対比でどれぐらい過不足があるのかということ、上のグレーのところ①から④、2023年度から2026年度までそれぞれ書いております。繰り返しになりますが、足りている年、足りていない年ありますが、おおむね順調に積み上がっていくというような絵姿を描いておるところでございます。

次のページに移らせていただきまして、スライド23であります。特許についての件数、こちら2026年度までのシミュレーションの状況でありますけれども、左側のほうを見ていただきますと、出願、審査請求、そして登録をそれぞれ書いております。このグラフの見方でありまして、2017年度から2021年度のところまで、左側から出てきている折れ線グラフ、これが実績及び足元の見通しの部分のところまででございます。その上で、2020年度から2026年度まで右側のほうに伸びている折れ線グラフがございます。2本ございますけれども、それぞれ高いほうが中位シナリオ、低いほうが低位シナリオということで、そのシナリオ上どれぐらいの件数で、低位、中位の場合推移するのかということを見ておるものです。

これまでの繰り返しになりますが、出願件数については微増という足元の状況になっております。審査請求件数については1.8%増、そして登録件数、こちら7.2%増ということで大きく増えており、いずれも足元の部分、中位シナリオよりも上回るような状況が見てとれるところでございます。右側が特許を維持していくであろう件数のトレンド、2026年度までであります。これも中位シナリオに基づく推計ということでそれぞれ書いておるところでございます。

次に、スライド24に移らせていただきまして、次は商標のほうになります。グラフの見方は基本的に同じでございます。出願件数と登録件数の折れ線グラフを書いております。2026年度までのシナリオについては、低位・中位と高位という2つのパターンを書いております。この場合、出願件数については2021年度3%の増、登録件数についても2021年度、前年度比28.6%増ということで、いずれも高位シナリオを上回るような推移が足元見てとれるところでございます。

次のページに移らせていただきまして、スライド25であります。意匠に移らせていただきます。こちら同じであります。2021年度については、繰り返しになりますが、出願件数は前年度比-2.2%の減となりましたが、一方で登録件数は前年度比9.2%増。これは2019年度から2020年度一旦落ちて、2021年度にもう一度戻ってきているというジクザグを描いており、前年度比9.2%増の実績となっております。今後の推移に注目が必要か

と思っております。

次に、26ページであります、PCT（国際出願）についての状況であります。こちら繰り返しになりますが、出願件数について前年度比2021年度6.5%増ということで、同じく中位シナリオを少し上回るような推移をたどっているものでございます。

次の27ページから30ページまでは、過去の小委員会での資料をそのままお出しさせていただいておりますので、今回特に付け加えておりません。過去行っていた6つのシナリオをそのままおつけをしておるのが30ページまで続いておりますので、こちらのほうは時間の都合上割愛させていただきます。

ここまでが御審議いただく事項でありまして、次に31ページ以降、御報告の事項に移らせていただきます。まず、中小企業等に対する減免制度であります。スライド32は、現行の減免制度の対象及び軽減率をまとめたものであります。中小企業については2分の1まで軽減、中小規模企業、中小ベンチャー企業は3分の1まで軽減、大学については2分の1軽減と、そういうふうな現行制度でございます。

これに対して、次のスライド33を開けていただきまして、この減免制度によって歳入にどのような減収の影響があるのかということを経年で整理をしております。左側のほうの棒グラフですが、具体的な実額としての減収額でありますけれども、2018年度－19.6億円、1.6%の歳入減であったところ、2019年4月から減免対象を全中小企業に広げるなどの制度変更を行った結果などもありまして、2019年度には－40.9億円、3.2%の歳入減、さらに2020年度については拡大し、48億円、－3.6%の歳入減となっております。とりわけ青く書かせていただきました審査請求料の減免の割合、そして増加が多いということで、申請件数のところを見ていただきましても、いずれも増えておりますが、真ん中のあたりの審査請求料の申請件数について、とりわけ2018から2019にかけて大きく増えてきているということでございます。

次のスライド34に行かせていただきますと、減免の中でも、とりわけ今申し上げた審査請求料の減免についての適正化について検討しているところでございます。左側の審査請求料減免の申請数トップ20、2020年度の数字を書かせていただきましたところ、上位企業は非常に大きな申請が行われており、かつ、サービス用機械器具製造業を書かせていただいておりますが、特定の業種に偏っているという状況がございます。一方で、減免対象とならない大企業の審査請求件数は年平均で59件というふうになっており、これを大きく上回るような形での審査請求が行われているという実態がございます。

これを受けましてスライド35、次のページを開けていただきますと、令和3年1月の産構審の基本問題小委員会のほうでこの件を御議論いただき、報告書として取りまとめをいただいておりますが、その際にも、幾つか項目のある中で真ん中あたり、「年間の適用件数に上限を設ける。」というような形の御提言をいただいております。ただし、その際には「大多数の正当な制度利用者に影響がない制度とする必要がある。」などの留意事項もお書きをいただいております。これを受けて、私ども特許庁としましての現在の検討方針案といたしまして、この審査請求の減免の件数の上限を適用する、これを大企業の審査請求件数の平均値である59件を援用し、これに鑑み60件、こちらを上限値とするという方向で検討をしておるところであります。

これを受けて、次のスライド36でございますけれども、この60件を上限と定めるということをごどのように実現するかということでございますが、これを特許法の195条の2の2、これは審査請求の手数料の減免を定める法律でございますが、その中に、この減免対象となる者を政令において定めるという形になっておりますが、ここで上限を60件という形に設定をしようというふうに当初思っていたところでございます。その政令案も策定をいたしました。法制上の課題が判明し、現在のままではこの60件の上限を政令で定めることはできないということになっております。

具体的には、2つ目のポチに書いておるところなのですが、審査請求料の減免を定める195条の2の2、こちらは「出願審査の請求をする者であって、第109条の2の政令で定める者に対して」と規定されております。この109条2の政令とは、特許料の減免対象を定める政令でございますが、これを援用し、これと同一の者に対して審査請求料の減免も施すという法的な構成になっております。

これにより、審査請求料の減免の部分のみを書き分けて対象者を絞るということとはできないという法制上の指摘を受けました。したがって、現行の今の法律の形ではこれとはできないということですので、何らかの法律の改正によって措置が必要だと思っております。

この結果を踏まえ、検討方針案②ですが、運用に必要となるシステム整備、こういったものもございまして、今申し上げた追加的な法律改正が必要であるため、法律改正など制度の運用のめどが立ち次第、新制度の施行に移りたいというふうに考えております。こちらが中小減免制度の今の現状でございます。

最後に情報公開、アニュアルレポートであります。こちらもお手元のファイルの中にも入っておるところでございますが、これまで情報公開をもっとすべきであるという御指摘も

いただきまして、今般、特許特会のアニュアルレポート、こちらの案をおまとめさせていただきました。これまでの御審議の中で、特許庁の役割、業務、料金の体系、そして特許特会の概要、直近の予算・決算の概要など、その他統計データなどをこちらのほうになるべく分かりやすく書かせていただいたつもりでございます。こちらのほうを今後速やかに特許庁のホームページのほうで開示していきたいというふうに考えておりますので、併せて何かお気づきの点があればお知らせを賜ればというふうに思っております。

私からは、少し長くなってしまいましたが、御説明は以上にさせていただきます。ありがとうございます。

3. 自由討議

○小林委員長 ありがとうございます。

それでは、減免制度も含めていろいろな御説明がございましたけれども、自由討議に移りたいと思います。

庁議室にいらっしゃいます委員は、御発言の際は挙手いただくようお願いいたします。また、オンラインにて御出席の委員につきましては、チャットに発言希望の旨を御記入ください。書き込みを見て御指名いたしますので、御発言いただく際にはマイクとカメラをオンにさせていただくようお願いいたします。オブザーバーの皆様も、御発言の際は同様にしていただけたらというふうに思いますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、自由討議に移りたいと思います。御発言の方はどうぞお願いいたします。御質問でも御意見でも構いません。

亀坂委員、どうぞ。

○亀坂委員 まず、御説明いただいたスライドの8ページを拝見いたしまして、当初見込んでいたよりは駆け込みの納付が影響して歳入増になっているということではあるんですが、中長期的な推移を見ますと、本当に財政運営が危機的状況だったのを何とかここでぎりぎり食い止めたというのが大まかな状況ではないかと拝見いたしました。かつ、その前のページでさらに詳しく昨年度の状況を御説明いただきましたが、グラフから月次で集計していただいたので非常に分かりやすくなっているんですけど、2月、3月に駆け込み納付があったというのは非常に鮮明にグラフから示されていて、今後、反動減があるということですので、もうちょっと数年は見ないと、今後の趨勢ってどうなるのかというのは明

らかにならないんじゃないかなといった印象を持ちました。

次に印象に残っているのが、例えばスライドの10ページ目なのですが、最初に出ている特許出願件数のグラフとかも気になったんですが、2020年度はコロナ禍の影響もあって前年度比で特許出願減だったが、2021年度は前年比で出願件数は微増で推移とあるんですが、コロナ前から考えるとまだ回復していないように見えるんですね。コロナの影響って、ひょっとしたら中長期的に見れば出願減といった形で影響が出てくる可能性があるんじゃないかなと思います。例えば大学内での共同研究とかを行っておりますと、フィールドワークとか実験とか、アンケート調査も一部、私もアンケート調査しているんですけど、そもそも回答者がオフィスに来ていないということでアンケートが実施できなかつたりしているんですね。ですから、大学での研究状況を見ていると、ひょっとしたらコロナ禍の影響で、短期的には、本当に1年とかの単位では前年比で出願件数増とかがありましても、コロナ前に戻るかどうかというのはもうちょっと見なきゃいけないというふうに思っております。

さらに、その後御説明いただいたスライドの20ページ目とかも特に気になっておりまして、何かと申しますと、20ページでこれまでの小委員会での議論を参考資料としてまとめていただいているんですけども、これまでのシミュレーションでは、22ページでも示していただいているとおり、2022年度2%とか、中長期の経済財政に関する試算、経済財政諮問会議提出資料に基づいて物価上昇率は直近までのシミュレーションをいただいていると思うんですが、コロナ禍以降と、あとは最近のウクライナ情勢とかの影響で様々な物価が上昇していて、このシミュレーションの前提自体が中長期的には崩れる可能性があると思っています。特に物価上昇率って、一つのキーとなるファンダメンタルファクターなんですけれども、これが変わってきちゃう可能性もある。ですので、本当にこれまでの前提でシミュレーションしてきたことが、そのまま今後長期的に実現するのかというのは分からない面があるんじゃないかと思います。

ですので、これまでシミュレーションで大体中位から高位シナリオで推移ってきて、物すごく危機的な待ったなしの状況から何とか脱却できたというのは理解できているんですけども、何とかぎりぎりプラスの方向に持っていけそうな見込みが立った今、まだこれからはしばらく様子を見ないと、安易に方針を変えたりするようなことがあると、今後のことはよく分からないのかなというふうに思います。方針は余り変えないほうがいいかなと思います。

以上です。ありがとうございました。

○小林委員長 ありがとうございます。予実管理という観点からすると、シミュレーションについていろいろな経済環境、社会環境の変化によって物価上昇など、いろいろなことを組み込んでいかなければいけないんじゃないかと思います。

それと今、亀坂委員からいただいた御意見等で、事務局のほう何かございますか。

○吉澤総務課長 ありがとうございます。今、特段この点について何か追加で御説明をするという材料は持ち合わせておりませんが、全く御指摘のとおりだと思っています。

まず、このシミュレーションにずっと拘泥して、このままこれを維持して対応しようということではもちろんなくて、この点検小委員会の御趣旨は、足元の状況を常に見て、適切な形で見直して行って、どのような対応が適切なのかということをお審議いただく場だというふうに思っております。定期的に年2回やらせていただくということですので、この後もひょっとすると別の御指摘もいただくかもしれませんが、次回の秋の委員会において、どういう形で現実的な前提を置くのかと。そのときの情勢にもよるかと思いますが、常に見直して御提示をして御議論いただくと、そういうのが私どもの姿勢であるというふうに考えておりますので、本日の今の御指摘を踏まえて、ちゃんと織り込むべきところは最大限織り込んで、対応して行って、御提示をしながら御議論いただきたいというふうに思っております。

すみません、ちゃんとした答えではないんですけども、基本的な姿勢だけ御説明させていただきます。

○小林委員長 ありがとうございます。

オンラインのほうで佐藤委員と長岡委員から御発言御希望ですので、佐藤委員、長岡委員の順にお願いしたいと思います。

佐藤委員、お願いいたします。

○佐藤委員 ありがとうございます。私からは、スライド6ページの歳出の執行率90%というところなのですが、昨年に続いて90%に抑制されています。これについて、内訳の確認と次年度の予算への影響についてお伺いしたいと思います。

まず、令和3年度の予算に対する決算見込みは、歳出は-147億で抑えられています。-147億のうち定常経費で抑えているのは-34億円だけですので、引き算すると定常経費以外で-113億円抑えられたという結果になります。これについてはシステムなど一時的なものがあったと伺っていますが、前年度も同様の傾向が見られましたので、これは外部

環境の変化というより、予算見積りに当たって常に慎重に見ているのかというのが1点でございます。

2点目は、これが次の14ページの次年度の予算にどのように反映されているのかという点です。人件費等の減については、人事院の方針で減ったというようなお話伺っているのですが、ここを確認させていただければと思います。

あと、アニュアルレポートのほうも今一緒にお伺いしていいでしょうか。

○小林委員長 アニュアルレポートは、もう少し後をお願いします。

○佐藤委員 ですので、外部環境シナリオの変化以外に慎重に見過ぎている部分があるのであれば、それは将来予算要求に当たって少し見直す必要があろうかと思ってお伺いいたしました。

以上です。

○小林委員長 事務局、お願いいたします。

○吉澤総務課長 御指摘を承りたいと思います。今の現状の仕組みといたしまして、執行率がこのところ93%ぐらいで来ておるんですが、その予算のところ93%にぴったり予算額を抑えるかということ、必ずしもそういう運用にはしておらず、一定の考え方に基いて積算を積み上げて、若干余裕のある形で予算額としては成立させますけれども、当然、今申し上げた競争入札などに基いて執行額は一定抑えられるという前提での長期的な剰余金の推移みたいなものも見ていくと、そういうふうにならざるを得ないというものが考え方でありまして、これが1つ目の全般的な考え方でありまして、

その上で、次年度についての反映ということなんですが、一例だけを御説明させていただくと、令和3年度、昨年度におきまして、情報システム関係調達案件ですが、サーバーとかシステムインテグレーションとか、こういった様々な契約の調達をいたしました。そして令和3年度中にその契約が行われた。それが実は次年度以降も含めた、国庫債務負担行為と私ども言うておりますけれども、複数年契約になっているものでございますので、そこについては縮減された契約額、それを次年度以降も適用するという前提で、具体的には、ここで言えば令和4年度の予算には、縮減された予算額を載せているということはいたしております。ただし一般的には、執行率をきっちり掛けて、毎年毎年そこをきっちり、ぎりぎりのところで予算を要求するということにはしておらず、若干余裕を見ながら予算としては計上させていただいていると、そういう考え方でございます。

とりあえずお答えをさせていただきました。すみません、不足があれば、また追加で御

説明させていただきます。

○小林委員長 今の点に関連して、例えば15ページのところで、徹底した歳出削減継続で
手続や審査体制のDX化、それでイノベーション創出に向けた知財活動・経営を重点的に
支援するということですが、経常的な経費と、システムといいますか特許庁にとっ
てとても重要なのは、この手続、審査体制のDX化、知財活動を重点的に支援するとい
うことだというふうに思うんですね。だから、どこの部分。業務の効率化というのはもちろ
んあって、また入札での価格競争もあって、それで結局、特許庁の業務プロセスの中での
コストダウンと同時に目指すべき質を高めるといったことを、どこでバランスさせるのか
というのがすごく難しいように思います。単純にコスト削減をします、徹底した歳出削減
をしますというよりは、どういうところにコストをかけて、どういうところをコスト削減
してという、特許庁の無駄と言っては失礼なんですけど、非付加価値のところというのを
いかに明確にしていくかということが重要なので、目指すところは分かるんですけども、
書きぶりとしてはもう少し具体的に説明していただくのがいいのかなと思った次第です。
何かありますでしょうか。

佐藤委員、よろしいですか。

○佐藤委員 ありがとうございます。

○小林委員長 そうしましたら、長岡委員、それから土居委員からも御発言希望ですので、
長岡委員、土居委員の順でお願いしたいと思います。

長岡委員、お願いいたします。

○長岡委員 どうもありがとうございます。オンラインで参加させていただいています。

2点ありまして、1つは、審査請求件数と特許登録件数は増えておりますが、一時的な
要素がかなりあるのではないかということです。

それから、先ほどの御指摘がありましたように、物価上昇もかなり今後不確実性がある
というふうに見たほうがよくて、そういう意味では財政状況を判断するには少し時間を
要するかなというふうに思っております。それが第1点です。

第2点は減免制度でございますが、33ページで、現状では特許料の減免は余り大きくな
いんですけども、御承知のように特許料は毎年払うことになりまして、逡増であります
ので、今後かなり拡大をしていく可能性があるのではないかと思います。減免制度の改革
というので審査請求料だけに限る必要性はそもそもないのではないかと思います。法律改
正の議論もございましたけど、そもそも審査請求料と特許料は現在価値で考えれば同じこ

とですので、同時に改正を考えたほうがむしろよいのではないかと思います。過去の議論の経緯を私必ずしも十分覚えていないんですが、そういうふうに思った次第です。

○小林委員長 ありがとうございます。特に減免制度のところでは、今回、法制局による御指摘があつて、なかなかすぐにできないということでございますけれども、今御指摘があつたような検討というものをこの間にしていくということはできますでしょうか。

○吉澤総務課長 ありがとうございます。まず、どのような形であっても、減免について最も適正な形というのはどういうものなのかというのは、常に検討しなければならないというのは御指摘のとおりかと思っております。ただし私ども、まず、今御説明をしましたとおり、審査請求料については割合が大きくて、かつ特定の業種、特定の者に大きく偏っているというこの実態があるというところをまず見まして、そちらについて手を下すことが必要だというその判断のみをさせていただいて、その御説明をさせていただいたということでありませう。

一方で、特許料について同様の、どういう構造でこういう不均衡が存在するのかしないのか、そういったところについてまだ十分に何らかの検討がなされているわけではございません。さらに、この提言でございましたとおり、特に特許権をしっかり持つておられる正当な権利者の方への影響みたいなものもちゃんと考えなければならないということを考えますと、今すぐ特許料の減免についても同様の制限を行うということの検討まで至っておりません。今後、今の長岡先生の御指摘を踏まえて、特許料の減免構造がどういうものなのか、そういったことも含めて併せて精査していくということは必要かと思ひますが、その上で、対応についてはまた改めて検討していくことが必要かなと思ひております。

○小林委員長 御指摘のとおり、減免制度の改革といいますか改善というのは非常に重要なことだと思いますので、公平性、いろいろな観点から精査していくという方向で検討するということが適切かというふうに思ひておりますので、よろしくお願ひします。

長岡先生、よろしいでしょうか。

○長岡委員 結構です。ありがとうございます。

○小林委員長 それでは、土居委員、お願ひいたします。

○土居委員 土居でございます。御説明どうもありがとうございます。コメントが1点と質問が1点です。

1つは、先ほど来議論がありましたけれども、前納といひましようか駆け込みでの納付があつたということで、特にそれ自体が、もちろん今年度に影響があるということは理解

をするんですけれども、ポジティブにもネガティブにも両方の効果があるのかなというふうにも思った次第です。

もちろん、納入されたものが何年度分のものなのかということも納付の書類に遡ってより細かく調べるということも、できるといえばできるのかもしれませんが。ただ、そこまでやる価値がどれほどあるのかなというのも、私自身自問自答しながら思った次第でして、完全に将来を予見できる方が前もって納付して、それで特許権を維持することを合理的に判断されているならば、これは当然ながら将来の分を、前もって納付したということの後年度収入が減るという効果をどういうふうにしちんと織り込んでいくかということも、もし完全に予見できて合理的に納付されているならそうだと思うんです。けれども、ちょっと極端かもしれませんが、慌ててしまって、余り先々のことまできちんとよく考えずに先に納付してしまったと。だけれども実は事後的に考えてみると、それはそんなに慌てて先に納付するんじゃなくて、例えば3年分を先に納付したけれども、2年目、3年目は、本当は納めずにそのまま失効してしまうということをやむを得ないというふうに放棄するというようなことが合理的だという方は、料金が上がるということが先に情報として入ってきたものだから、衝動的に前もって納付するというのも全くなくはないだろう。ということを見ると、前もって何年先に納付したかということも厳密に計算するというのも確かに意味があることかもしれないけれども、余り厳密に計算したところで、必ずしも納める方が合理的な判断の先々のことまでなさってないということだと、本当は前納しなければ得られなかった収入が、前納したおかげで得られていたという効果も今のところはあるのかもしれない。そういう意味ではプラスマイナスがあるのかなというふうな印象を私は持ったというところをコメントとして申し上げさせていただきたいと思います。それが1点です。

もう1点は、先ほど来、物価上昇について御議論があって、それに関して1つ質問なんですけれども、今後どのような形で物価上昇があるか、ある意味で悪いシナリオも想定しておかなければいけない。つまり、それなりに高い率の物価上昇があるかもしれない。別に10%とか20%とかそういうことを申し上げているわけじゃなくて、3~5%とかという物価上昇率になるようなことが年率であるかもしれない。そうなったときに、果たして出願料とか特許料とか、そうしたものを速やかに物価連動的に引き上げることが許されているのかということですね。

今回、減免という逆のベクトルのものではありますけれども、減免をやめるということ

については内閣法制局から疑義が呈されたということだったというわけですので、それに対しては、事務局から御説明があったようにある程度従わざるを得ないというか、それを、「そうは言っても」という形で減免をやめるというわけにはいかなかったということだと。すると、今後のことで、悪いシナリオが起こっても耐えられるような程度のことを法的にできるのかというところは、やはりしっかり確認をし、担保しておく必要があるのではないか。

そういう意味ではそれなりに高い率の、私が言っているのは3～5%とかということですが、すけれども、物価上昇があったときに、それに連動した形で特許庁の業務にまつわる物品の物価も上がってくるわけですので、それに対応して収支をきちんと維持するためには、料金もある程度物価連動的に引上げざるを得ない局面が出てくるかもしれない。そうなったときに、今の法令でそれができるのかどうか。あるいは、ある程度法令を改正しなければそれができないということであるならば、その備えを前もってしておく必要があると思うんですけれども、そのあたりはいかがでしょうかということをお聞きしたいと思います。

以上です。

○小林委員長 ありがとうございます。重要な論点だと思います。予実管理からすると悪いシナリオを想定して、物価が上昇したときにそれと連動していろいろな料金改定等もできるのかというようなことですが、お答えお願いいたします。

○吉澤総務課長 大きな考え方として、先ほどお示しをさせていただいた資料の中で言うところスライド20のところですが、この小委員会の御結論として、「低位シナリオでも」と書いていますが、もちろん今後どういうふうはこのシナリオを見直すのかというのはありますけれども、今年の4月から行っている年間150億円程度という増収としての値上げで、まず剰余金が400億円程度当面確保できるか。そして、さらに必要な投資資金が確保できるか推移を見ることが妥当というふうにお示しをいただいています。この収支についてはどういうふうに移すのか慎重に見たほうが良いという御指摘があったんですが、まさにこれを慎重に見ながら、このような400億円の剰余金のリスクバッファ、そして必要な投資資金の確保という推移がどうなるのか。それを見ながら、当然1つの選択肢としてはそれがなかなか難しいとなれば、さらなる料金の引上げということも当然視野に入れて考えなければならないという考え方もあるということかと思えます。

その際、料金の上限を上げるためには法律改正が必要であるという点もございますので、

その上限を超えるような形になってきた際には、改めて法律の改正が必要だということでございますので、そこはそのときの状況を見て、またこの点検小委員会なのか、こういった形で皆さんから様々な見通しをいただいた上で、適切な時期にそういったことが必要なのかどうか改めて検討していくというのが基本的な考え方でございます。

したがって、今いただいたような物価上昇、これがどういうふうに移すのか。主に歳出だと思んですが、それが特許特会にどう影響するのか、そういったところをよくよく見定めて、今後の対応については、今御結論で書いていただいているところに照らしてどうなっていくのか考えていきたいと、これが基本的な構造でございます。

○小林委員長 土居委員、よろしいでしょうか。

○土居委員 分かりました。どうもありがとうございました。

○小林委員長 物価上昇がどうなっていくかというのは本当分からなくて、先ほど土居委員からあったように、3～5%みたいな想定をしたときに、特許庁でかかるいろいろな歳出も増えていくということですので、どうなるのかということは、特許庁としても、予実管理をやっていくためにはどのくらいのリスクバッファでちゃんと確保できるのかというようなことですね。そこが必要な論点になりますので、注視していただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

それでは、滝澤委員、よろしくをお願いします。

○滝澤委員 御説明ありがとうございました。ごく基本的な質問なんですけれども、15ページ目の「世界最速・最高品質の審査体制のもと、業務の効率化を徹底」、291.3億円というふうにありますけれども、これは前のページのどれとどれとかを組み合わせるとこの金額になるとか、そういう計算は可能なのでしょうか。

それから、これも細かい質問で、その次の「商標出願の大幅増に対応した審査体制の強化」というので、定員が7人増えられたということなんですけれども、もともと定員はどのくらいで、どのくらいの増員だったのかということを知りたいというふうに思いました。以上、細かい質問です。

あとはコメントなんですけれども、たしか第2回の小委員会のときに料金弾力性の議論があったかと思えます。その料金弾力性について今回、駆け込みということでデータがあったかと思うんですね。7ページ目ですか。それを利用して、日本においても料金弾力性というのを計算できるのではないかというふうに思いました。どういった主体が価格変動に対してどのような行動をとるのかということ。将来の料金設定に関しまして、今回の駆

け込みの構造というのを利用することで料金弾力性の試算というものができかなというふうに思いましたので、今後の材料になるのではないかなというふうに思いました。以上、コメントです。

私からは以上です。

○小林委員長 ありがとうございます。最後のコメントは、本当にそのとおりでと思いますので、その点も事務局として留意していただければと思います。

では、最初の御質問についてお答えいただけますでしょうか。

○吉澤総務課長 この項目についての詳細な内訳、やや入り繰りがあって一致しないということでもありますけれども、こちらについては、本来であれば一致させておくべきだったかと思えますけれども、細かい点で入り繰りがありますので、そのあたりを可能であればまた御説明いたしますが、ちょっと今保留させていただきます。

商標の審査官については168人、これが令和3年度末の定員ということですので、ここから増えているということでございます。

○滝澤委員 分かりました。ありがとうございます。

○小林委員長 ありがとうございます。

梶川委員、どうぞ。

○梶川委員 今までの委員の方のお話とも少し重複する部分ではあると思うんですけども、事務局の御説明の歳出の予算のお話なんですけど、こういう独立採算的事業をおやりになられているので、歳出にある程度バッファ一面を設けた予算立てというのは仕方がない面もおありになるのかなと思うんですけど、逆に今回、剰余金を積み上げようということで値上げをされたということなので、この辺の歳出歳入の決算ベースでの見込みと予算との関係というのを、さっき佐藤委員もおっしゃられていたいわゆる予実のお話の内容というのを、少し分かりやすく開示も含めて説明をしていくということは非常に重要になるのかなど。

その上で、中期的なシミュレーションとしてのシナリオというのは、また見直しも含めて生きてくるといってお話かなと思ひまして、今年初めての年度なので無理からぬことがあるんですけど、実際に見直した結果の決算ベースでどの程度の影響になるのかなみたいなのが、多分今回のこの今のタイミングでだと、なかなか分かりづらいお話になっちゃうかなという気はちょっとするんですね。

ですので、そこがまたさらに、予算というのは執行率が大体九〇数%で見ているんだと

ということになると、御努力が分かりづらくなっちゃうというか、皆さんの効率化の御努力がどこに出ている、100から93は努力とも言えないよね、みたいなことを言われかねないですし、それが91だったら頑張っているのねという話になるのか、みたいなことになるので、要因分析的な説明というの、今後すごくこういうプライシングも含む事業だとすると必要になられるかなという気はいたします。その上で設備に対する投資のようなものは、またシミュレーションと合わせて中長期的な見込みになられているというのが1つの点です。これは今のあれですけど、多分次のアニュアルレポートなんかのところにも関係してきて、ちょっと分かりづらい話になっているかなと。

もう1つは、委員長が言われた、私、これ独立採算である以上、質の向上というか、ある面、売上の内容とコストのかけ方のバランスというのを、普通のパブリックだし支出以上に御説明をしていただくとすることはすごく重要で、サービスのクオリティーがよくなればコストが上がってもいいよねという、その費用対効果のお話が多分純粋なパブリックのものとはちょっと、受益者がやや限定されているところがあるので、質の向上のお話をどれだけ丁寧に説明されていくかということもすごく重要なかなという気はしたという、この2点でございます。

○小林委員長 ありがとうございます。御指摘のところはアニュアルレポートのところにも関係していて、説明責任の問題に非常に重要なことで、予実管理ということからすると、本当に決算ベースと予算の立て方、効率化しましたといっても、それはどこにどう反映されているのかということですよ。だから、特許庁としてはこの決算ベースで、先ほど要因分析というふうに言われましたけれども、そのところをもう少し分析していく必要があるということと、もう1つは、特許庁が任務というかミッションを達成するためにどういうことを頑張って、DXを用いて質を向上しているのかということについて、そのアカウントビリティを果たさなければいけないということなんだと思います。何か事務局からありますか。

○吉澤総務課長 決算を踏まえた予算に要因分析をどのように反映するのか。一般的に言って、国の会計では、当然不必要な支出はないんですけど、更に効率的な支出ができるものについては、見直した上で次年度の予算に反映するという部分は当然行っています。情報システムの国庫債務負担行為について一例で御説明しましたが、それ以外もそういうふうな効率化の決算執行を踏まえて、次の予算にどういう形でそれを適用したのか、そのあたりについてはもう少しちゃんと説明の意を尽くすようにということだと思いますので、

そこは対外的な説明ぶりも含めて、もう一段工夫を今後してまいりたいというふうに思っております。

委員長もおっしゃっていただいた、質のよい審査やサービスを御提供するということと、削減をどういうふうにするのか、これは非常に難しいバランスであると、御指摘のとおりでございます。

したがいまして、審査の質は決して落とすことなく、かつ審査の質を上げていけるために必要な経費というのは、このスライド15で書かせていただいたこの範囲の中でも、必要なものはしっかり支出していくという意味で、AI活用についての調査研究みたいなものも行っていたりするんですが、そういったところの先行的な種まきは積極的に進めるというふうにしております。新しい形、新しい技術を適用することによって質が担保されるという形を作っていきたいということでございますので、決して効率化のためにサービスを落とすということがないように私どもしていきたいというのが基本的なところでございます。

○小林委員長 ありがとうございます。先ほど滝澤委員からの291.3億円というのがありました。15ページ目のところの「世界最速・最高品質の審査体制のもと、業務の効率化を徹底」というのは前のページとどうつながっているかという点があったと思いますので、その部分も精査していただいて、後で構いませんので御報告いただければと思います。

○吉澤総務課長 後ほどまたお示しさせていただきます。すみません、失礼いたしました。

○小林委員長 戸田様、どうぞよろしく申し上げます。

○戸田オブザーバー 御説明いただきましてありがとうございます。委員の先生方から結構辛口なコメントが出ておりましたが、長い間ユーザーとして関わってきた者としては、このように数値とか推移が見える化され、予実管理などにもチャレンジされているということで、大変すばらしい取り組みをされているなと思っているんです。これは森長官はじめ幹部のリーダーシップ、また御尽力があったことと思います。敬意を表したいと思えます。

このような取り組みを継続し、積み上げることによって制度はどんどん向上していくと思います。このような取り組みは企業サイドでは頻繁に行っていることでありますので、何かお手伝いができることがあれば、お声がけを頂ければ幸いに存じます。

コメントというか要望事項を2点ほど申し上げたいと思います。

まず第1は、精度向上にも結びつくことなのですが、リスクのマネジメントをしっかりと

やっていた方がいいのではないかと思います。出願とか登録件数の経年の予測に加えて、企業サイドで見ると為替のリスク、地政学のリスク、システムのリスクなどがこの特許特別会計には大きく影響してくるのではないかと思います。特に為替のリスクは相当大きくて、企業サイドの予実管理という観点で言うと、どうしても外国出願の費用が相当大きなポーションを占めていますので、その影響を受けやすいと思います。日本企業の日本出願もしくは日本の登録費用が圧縮される可能性はあると思いますし、外国の出願人からの日本への特許出願が思うように増えない、減ってしまうということも考えられると思います。

システムに関して言うと、開発・運用がうまく回るかどうかという点もありますし、いわゆるインシデント対応みたいなものも含めてリスクがあるのではないかと思います。精緻なシミュレーションをやるというよりも、まずは大きなところからどんなリスクがあるのかを洗い出してマネジメントするというのが大事なのかなと感じました。

第2は、継続的な構造改革と申しますか、改革を続けていく必要はあるんだろうと思います。会社の改革の取り組みも、一旦少し業績がよくなると、みんな疲れてしまって、手を緩めてしまうのですね。しかし、改革というのはずっとやり続けていかないといい成果に結びついていかないのです。そのような改革はマインドセットという面もすごく大きいのですね。ですから、改革をやり続けることの重要性という点をコメントさせていただきたいと思います。

以上の2点です。

○小林委員長 ありがとうございます。事務局にも大変励みになるお言葉もいただきました。またリスクマネジメントは本当に重要なことだと思います。為替リスク、地政学リスクを含むいろいろなリスクがございますので、そういったものも広く射程の中に含めて検討していくということが必要だということと、構造改革の継続というところ、非常に重要な御指摘だというふうに思います。ありがとうございます。

では、榎本様、お願いいたします。

○榎本オブザーバー 発言の機会をいただきましてありがとうございます。私のほうからは、3点述べさせていただきたいと思います。

まず1点目ですけれども、資料の8ページでは、令和4年度が令和3年度よりも剰余金が減少していて、過去最低の令和2年度を下回るという数字になっています。これまで当会からこの委員会をお願いさせていただいたかと思いますが、まず歳出を抑えると

いうところで、定常経費につきまして、今後も引き続き削減を検討していただきたいと思っております。また、システム刷新の経費につきましても、例えば他国の庁の費用も参考にしつつ、今後も削減を検討していただきたいと思っております。

2点目でございますけれども、資料10ページの国際特許出願の件数でございます。こちら昨年度末、急激にグラフから見て増加しておりますけれども、御案内のとおり、駆け込み出願の影響があったと思われまます。本年度は、その駆け込み出願の影響による反動と手数料の値上げにより、昨年よりも出願数が減少する可能性もあろうかと思っております。その傾向が見えましたら、国際特許出願の利用を促進するような施策を早急に検討していただきたいと思っております。

3点目でございますけれども、資料の16ページに、スタートアップに関する支援事業が今年度の予算として挙げられております。当会では、本年1月に「スタートアップ知財支援元年」を宣言させていただきまして、本年度はスタートアップに対する知財支援に一層力を入れてまいります。当会の会長も別の機会に申し上げましたとおり、御庁のスタートアップ支援事業に協力させていただきたいと思っておりますけれども、その仕組みに関しましては、今後一緒に御相談させていただきたいと思っておりますので、その節はどうぞよろしくお願いいたします。

以上になります。

○小林委員長 ありがとうございます。重要なことの御指摘をいただきました。

経団連の萩原様より御発言御希望ですので、萩原様、よろしくお願いいたします。

○萩原オブザーバー ありがとうございます。私、途中から入場させていただいて失礼いたしました。

私からは、まず特許庁の財政政策について、産業界の意向を酌んでいただいてこのように取組を進めていただいていることに、敬意をまずは表したいというふうに思っております。その上で、私からはお願いが2つございます。

1つは、今日御紹介がありました特許会計情報の開示情報でございますけれども、これまでに比べましてかなり充実した内容、すなわちBSとかPLとかが入ったような内容になっておりますので、さらにブラッシュアップしていただければそれに越したことはないのですけれども、こういうような内容で、予定どおりのスケジュールで開示及び提供をお願いしたいなというふうに思っております。

2つ目は、先ほど御紹介があったと思っておりますけれども、いわゆる不適切な減免制度、こ

の利用をなくすような法律の制定、これについては一刻も早く国会に上程していただいて、そのような法律の制定、及びできるだけ早い施行をお願いしたいなというふうに思っております。この辺については、特許庁さんのほうから何かコメントがあればいただければありがたいと思います。

以上でございます。

○小林委員長 ありがとうございます。

減免制度について、コメントございますか。

○吉澤総務課長 御指摘踏まえまして、私ども最大限努力をさせていただきたいと思えます。法案を策定し、国会に御提出させていただくといった、いろいろなプロセスや条件がございますので、私どもとしては事務的に最大限努力を尽くして、なるべく早くこのような条件が整うようにということで努力してまいりたいということを申し上げさせていただきます。

○萩原オブザーバー よろしくお願ひしたいと思います。

○小林委員長 山内様、どうぞ。

○山内オブザーバー ありがとうございます。まず、戸田委員、萩原委員からございましたように、非常に見える化されています。この努力につきまして、改めて感謝申し上げたいと思います。非常に分かりやすいと思います。

まず、中小企業を多く抱える事業者団体としての意見であります。内容といたしましても、歳出削減9割の努力をされているとかということもありますし、中位推計の内容でやっているということ、これも妥当なところなのかなと思っておりますけれども、多くの委員から、不確実性ということで物価上昇であるとかシミュレーションに柔軟に対応すべきだという意見、法令の確認など、こういったところはそのとおりだと思いますので、ぜひこの辺は進めていただきたいと思っております。全体としての異論は特段ないところでございます。

1点だけ私のほうから、中小企業を多く抱えているということで減免のところでございますけれども、まず萩原委員からありました不公正な利用をしている方につきましては、私ども中小企業を多く抱える団体としてもこれはよくないというふうに思っておりますので、しっかり対応していただきたいと思っております。

もう1点、これも不確実性ということに言えばそうなるかもしれないのかもしれませんが、政策的には新しい資本主義実現会議なども担当しているわけですが、政府内の議

論を見ていまして、イノベーションとかそういったもの、無形資産の投資とかこういったところについて日本が他国より弱いんだという指摘が多くされる中で、政策支援がされていく方向にもあるんだろうと思っています。そういった中で、14ページにありますように中小企業とかイノベーション、大学連携、DX、こういったところにしっかり予算を取っていただいて、令和5年度についても取っていただけるということでもありますけれども、こうしたものに加えてほかの省庁も、中小企業庁とか文科省とか、特許の取得などを後押しするほかの効果的な予算の執行もしっかりやっていくことによって、こうした特許特会に対しても、これはあくまでも試算の中に入れるべきものではないですけれども、好影響が出ることを期待したいなと思っていますところでもあります。

こうした中で、日商は2月にINPITとMOUを結びました。日本弁理士会とも、どういう形で中小企業に知財を普及するかということで今連携の議論を進めているところでもあります。私どもとしては、ようやく要望して実現した半減制度でもありまして、コロナ禍で少し止まってしまっていたというところもあるんですが、これを機に何とか中小企業、大体日本の99%は中小企業ですけれども、いわゆる知財とか特許とかも活用できそうな層というのは10~15%ぐらいの規模でいますので、こうしたところに対して、ひとつ前向きなメッセージでもある半減のところを使って、少し普及のほう頑張ってみようかなと思っていますところでもありますので、この辺の政策効果は検討していくべきだと思いますけれども、ぜひ特許料のところは改定せずに見守っていただきたいなと思っています。

あと、先ほどもありましたように、企業として出願しやすいような環境ということで、環境整備のために質の向上とか確保のところについての予算というのは確かに必要だと思っていますので、私どももどういう形であれば、なるべくお金がかかるようなものではない形で進むか、今まで使っていなかった層の声を拾い上げて伝えていきたいと思います。ぜひ前向きなところのメッセージといいたいでしょうか、そういったところも盛り込んでいただければありがたいと思っています。

以上です。

○小林委員長 ありがとうございます。いろいろ御意見をいただきました。

この会議は18時30分を目途に終了ということになっておりますが、本来ですと、議事の進行をちょっと私の不備で申し訳ございません、小休止を入れるはずだったんですけども、アニュアルレポートのほうの議論をいたしたいと思いますので、お許しがいただければこのまま継続させていただきたいと思いますけど、よろしいでしょうか。オンラインの

先生方もよろしいでしょうか。――ありがとうございます。

そうしましたら、アニュアルレポートのほうに議論を進めさせていただきたいと思えます。最初、佐藤委員からアニュアルレポートのほうで意見ということがありましたので、佐藤委員からどうぞ。

○佐藤委員 ありがとうございます。アニュアルレポートについては、分量、内容とも非常にコンパクトにまとめいただき、ありがとうございました。

2点ほど感想というか意見なのですが、アニュアルレポートの14ページのところで、本日、予実管理の話が出ておりましたとおりに、実績の前年比でありますとか予実の対比をある意味少しコンパクトにまとめると、恐らくこの14ページから17ページの決算サマリーのところが分かりやすくなるかと思いました。

そうすると、20ページの決算のサマリーというところのデータが重複することになりますので、ぜひ御検討いただきたいのが、16ページ、17ページのセグメント戦略の内容が非常に一般的なメッセージとしては分かりやすいかと思えますので、このような分かりやすい大まかな内訳を、歳入歳出5年ずつ入れるなどのサマリーが最後にあると分かりやすいかと思いました。

以上、意見でございます。

○小林委員長 ありがとうございます。事務局のほうで、参考にさせていただきたいと思えます。

○吉澤総務課長 御指摘を承って、なるべく速やかにどういう修正ができるか対応した上で、その範囲でまたお示しをさせていただいた上で公表という形にさせていただければなと思えます。

○小林委員長 これについては、この令和4年〇月になってはいますが、どういう目途になりますか。以上を目途にこれを公表するというようなことになるのでしょうか。

○吉澤総務課長 本来は、これをもし本日の委員会でおおむね御了承いただければ、速やかにと考えておりますけれども、今、御指摘を具体的にいただいておりますので、その点少し工夫できるかどうか。といっても、今月ぐらいには、もちろん何らかの形で速やかに公表したいと思えます。

○小林委員長 ただ、いろいろな御意見を今いただけるんじゃないかなと私勝手に考えておりますけれども、委員の先生方あるいはオブザーバーの方々から、何か御意見があればお願いしたいと思えます。

梶川委員、どうぞ。

○梶川委員 タイミングの事情でこの形になれるのはすごくよく理解ができるんですが、佐藤委員もおっしゃられたように、多分後ろにある決算はもう1年前のなんですよ。だから、多分令和3年度予実ということで、令和2年が必要ないというふうにここで見ていても思ってしまうぐらい、ちょっと時点が分かりづらいかもしれないので、そこはちょっと注釈なり何なりをつけていただくとか、決算見込みのランクで何かものを外に出せるのかというと、多分皆さんのお立場ではとても難しいので、分かりやすくちょっと説明をお書き込みいただけたらいいかなという気がします。

令和2年の予算はどこにもないので、そういう意味では予実みたいな言い方はどこにも書けないんですよ。なので、令和2年の予実を洗っても何かなあと、今さらなあみみたいな感触にもなるのかなと。国の予実が1年ずれる、普通の感覚と比べると1年ずれてしまうという会計制度の問題でもあるので、どうされたらいいのかなというのは、ちょっとにわかには私もいい知恵が出ないんですけども、それこそ財政審ではないんですが、小林委員長あたりにぜひそこも含めて御説明を。

○小林委員長 私もすごく不明で申し訳ございませんでした。そんなに直近に出るものだと私は承知してなくて、情報としていろいろオブザーバーの方々も、すごく透明化を図れてとても進歩だというふうに評価していただいているので、情報として出すのはいいと思うんですけども、これを「あらまし」として、確定版というふうにして出すのはいろいろ不十分どころがあるのではないかというふうに思うんですね。出し方、どうしたらいいですかね。つまり、先ほどいろいろ御指摘あったとおり、予実の管理ということからすると予算と決算、もちろん歳入と歳出というものの推移というのを出していただいているし、歳出の費目別内訳とかも出していただいているし、いろいろな歳入面での状況も示していただいているんですけども、例えばバランスシートも一応出ているんですよ。ということは、やはり特許庁が特許会計としてそういう情報を作成されているというので、前々回ぐらいでしたかちょっと忘れてしまいましたけれども、特許庁が作成している財務書類も含めた上で出していくほうがいいという意見が出たかと思うんですね。

だから、御意見を少しいただいて、パブコメじゃないんですけども、この委員の先生方、オブザーバーの方々——戸田様、どうぞ。

○戸田オブザーバー 発言の機会をいただきましてありがとうございます。企業の側から見ると、突っ込みどころは満載なのですが、取り組んだこと自体はすばらしくて、非常

に大きいチャレンジだと思います。企業の場合は、経済産業省とか金融庁のほうからコーポレートガバナンスコードの関係で、財務データだけではなくて非財務データも合わせて開示しなさいですとか、色々指針が出されています。それをなるべくナラティブにとかストーリーをもって、ミッション、ビジョン、バリューとの関係で、どういう形でバリューが上がっていくのかを示しなさいとか、そういうことを言われているわけですね。

しかし、特許特別会計の場合、会計年度の問題とか国の機関であるという問題とかが大きいので、いわゆるステークホルダーを誰と捉えていくのかによって、開示の仕方も随分変わってくると思います。企業の場合は、基本的には投資家とかマーケット（市場）に対してきちんと開示をして、企業を正當に評価してもらって、それで価値を向上させていくという一つの流れができてはいるわけですが、国の機関であるということを考えると、こういった形で、何を出していくのがいいのかは検討の必要があるのだと思います。

ほかの開示媒体でも、例えば年次報告でもいろいろなことが記載されています。例えば企業の統合報告書とかサステナビリティレポートみたいなものを参考にし、非財務データのエッセンスを少し入れて検討するのも一案かもしれません。人の面ですと、ダイバーシティはどう進めているのかとか、環境面で言えば気候変動への取組はどうなっているのかというのも、ミッション、ビジョン、バリューとの関係で記載したほうがいいのかもわからないですね。財務データの開示とともにプラスアルファでどういうエッセンスを入れていくのかというのは、まさに大きなチャレンジだと思います。

企業の統合報告書なども御覧になっていただくとともに、他国のレポートなども参考にし、プラスアルファの何かしらテイストを加えると、すごくいいものになるような気がしました。

○小林委員長 ありがとうございます。本当にそのとおりだと思うんです。

すごく気になったのが、「特許特別会計のあらまし」と書いてあるんですね。だから「特別会計のあらまし」なんだけど、特別会計の財務諸表を言っているのか、完璧には載ってないというところなんですね。バランスシートは載っていますけれども。だから、トリアルとして出すというのもあるんですね。ある意味統計データみたいなことで状況みたいな、先ほどの歳入歳出の推移だとか出願数みたいなものとか、いろいろな統計的な情報があるじゃないですか、そういったものと財務情報と非財務情報というのを合わせて、先ほどあったように——私からこういうひっくり返すようなことを言って大変申し訳ないんですけども、少し見直したほうがよろしいんじゃないかというのが1点です。

それで、これ出すこと自体は物すごく重要なことなので、この方向でといたしますか、ちょっとドラフトというふうに言ったら大変失礼なんですけれども、これを少し改善バージョンといたしますか、御意見いただいて、もう5月ですけれども、一定の日付まで、委員の先生方、またオブザーバーの皆様方から御意見いただいて、それを集約して少し修正していくというような。これは、いい改訂バージョンが出てくれば出てくるほどいいんだというふうに思いますので、そういった方向——すみません、私が不規則発言かもしれないんですけど、いかがでしょうか。どうですか。

○森特許庁長官 アニュアルレポートについては、我々、国の機関ということで、国の財政の決め方のルールの下で出せるものを今回お出しさせていただいたということなのでございまして、昨年度の決算を出せるかという、今の段階ではなかなか制約があつて無理なわけなんでございますが、ぜひ皆様の御意見を賜って、もし許されるのであれば、暫定版ということでもまず出させていただきます、それに応じてまた産業界とか学会といろいろな方々からの意見が出ると思いますので、またその次にさらにいいものを出せるような形で考えていかせていただければありがたいと思いますが、そのやり方については、小林委員長とよく御相談させていただいて決めさせていただいたらありがたいかなというふうに思っております。

あと1点、今日は議論が拡散するので配らなかつたんですけれども、まだ正式に配布していないんですが、去年の我々の事業報告書というのはお作りいたしましたので、もしもよろしければ、私のところにこの前5部ぐらい来たんですけど、この人数分ぐらいの冊子はもうあるのかな、秘書さんに言って持ってきてもらえますか。非財務情報に当たるかどうかというのは、非財務情報というわけではないんですけれども、去年の活動報告書みたいなものは英語版と日本語版のものを作りましたので、ちょっと御参考までに今日持って帰っていただければありがたいなと思います。オンラインの方々は後で郵送させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○小林委員長 すみません、ありがとうございます。

経団連の萩原様から御発言御希望ですので、萩原様、お願いいたします。

○萩原オブザーバー ありがとうございます。この件につきましては、経団連のほうからも強く財政状況の開示をお願いしていたところでございます。というのは、これまでの特許庁さんの会計情報というのは、すみません、言葉は悪いんですけどプアーで、ほとんど

状況は分からないけれども、こんなことですよというようなことでありました。それに比べますと、ここまで開示内容を高めていただいたということは、私は評価したいなというふうに思っているんですね。

ですから、今特許庁さんのほうでできる範囲の情報を、これをアニュアルレポートと呼ぶのか、私、それはどうなのかなと思うのですけれども、財政状況、会計情報を開示していただいて、それを受けていろいろな方々の意見を聞きながら、来年またバージョンアップできるところはバージョンアップしていただけるということで、私はいいのかなというふうに思うんですよ。今までの状況と比べてということで考えますと、そういうふうに考えている次第でございます。

以上でございます。

○小林委員長 ありがとうございます。

梶川委員、どうぞ。

○梶川委員 先ほど発言してしまったので、逆に本当に小さなマイナーチェンジで言うすると、予算と決算の概要というヘッドラインなもので、つい予実を比べたくなるような気持ちもするんですが、前のほうは予算の概要で、後ろのほうは決算の概要と言っていたと何となく、ちょっと何とかだましになってしまうんですが、そうかというふうに見られるような気もしないでもないかなという。

4のところは予算の概要で、時系列でなっておられますし、19ページと20ページはまさに決算の概要ということで、そこに何かちょっと時間軸の注釈でも書いていただくと、まあ。今回は、予実というのちょっとおいておいてという形で十分機能。皆さんが言われるように、非常に新しいすばらしい情報になっておられるんじゃないかなという気はするので、さっき発言したものは若干、すみません。

○小林委員長 ありがとうございます。

土居委員から発言御希望ですので、土居委員、お願いいたします。

○土居委員 ありがとうございます。私は、できるだけ特許庁の方の業務量を増やさないでいて、かつ既にお出しになっている情報をうまく活用されればいいんじゃないかなという視点で、2つほど提案をさせていただきたいと思います。

2つというのは、1つは行政事業レビューシートですね。毎年、特許庁だけでなく全省庁の各事業について、それぞれ事業ごとに行政事業レビューシートを作成するということになっていて、特許庁も出しておられる。あれをそのまま出すというところちょっと分量が

大きくなっちゃうんで、特許庁で担っている業務を紹介するという形で、うまくあらましなどにその文章を活用する。さっきもどなたかおっしゃっていましたが、ストーリーを読者に伝えるという必要もあると思いますが、新たに作文するとなると、またそれで大変だと思いますので、せっかく行政事業レビューシートを毎年お作りになっておられて、それぞれの事業ではどういうことをやるんだということも、その行政事業レビューシートはある種、余り業務内容が変わらないルーチン的な業務はほとんど毎年同じではあるとはいえ、そこにはしっかり業務内容について記述しておられるということですから、それを援用して、それをこの「あらまし」とかに使ってもいいんじゃないかなというふうに思います。

もう1つは、最近衣替えしたわけですがけれども、この委員の中でも一緒にその議論させていただきましてけれども、事業別フルコスト情報というものが、全ての事業ではないにしても省庁別財務書類と連動するような形で作成されていて、特許庁も2つほど、私が拝見したところでは既に作成しておられる弁理士試験業務とか、そのようなフルコスト情報を既に計算して開示しておられる。ただし、これは経産省全体としての資料の中には載っているんだけど、特許庁だけという形で切り出されているわけではないということなので、読者からすると、その情報を知りたいときは別の資料を見なきゃいけないという形になっちゃう。なので、その「あらまし」の中のどこに書くかというのは、URLが書ければ、URLはフルコスト情報も開示しておりますというふうに書けば、それはそれで済むのかもしれませんが、ただ、一々読者がそういうURLにアクセスしなきゃいけないという意味では、一覧性というか読者に多少不便をかけてしまうということはあるんですけども、せっかくきちんと計算しておられるということですから、そういう情報も既に出しているということなので、その「あらまし」の中でも紹介をされてはかがかというふうに思います。

私からは以上です。

○小林委員長 ありがとうございます。

今、いろいろな方から御意見いただきました。これ自体はとてもいい試みだということで、今、土居委員から最後のほうにありましたリンク情報といいますか、これと関連する情報をどこで見られるのかというようなことをつけるというのは、一つの手かなと思うんですね。この構成を変えずに、先ほど梶川委員から、予実ということからするとちょっと分かりにくいところがあったということですが、例えば先ほど特別会計の貸借対照

表は出ていたんですけども、それは、本当は貸借対照表のちゃんとフルバージョンがあるはずなので、情報元をつけるというのが最初のトライアルとしてはよろしいのかなと思いをしました。

そうすると、こういった事業報告書というようなところにもつながっていくというようなことで、特許庁がいろいろ出されている情報というものをそこでつなげることができる。読み方によってはですね。ということをしていただくということでもまとめさせていただきたいと思いますので、委員の先生方、よろしいでしょうか。オブザーバーの方々もよろしいでしょうか。——ありがとうございます。

では、そのような方向で進めさせていただきたいと思います。御意見を別にここで差し止めるわけではございませんので、いろいろな御意見を今後ともいただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

ほかに何か、特段と言ったら変ですけど、御意見等ございますでしょうか。

亀坂委員、どうぞ。

○亀坂委員 ほかの先生、土居委員とかがおっしゃったことと共通するんですけども、「特許特別会計のあらまし」というタイトルが何か重過ぎるような気がして、そもそもタイトルを変えたら全然問題ない。「特許特別会計の紹介」とか、何かちょっとタイトルを変えるだけでもいいんじゃないかなというふうに私は思いました。

そのリンクをつけていただくのもいいと思いますし、あと、この前のスライドに関する事で、もっと詳しく開示したほうがいいという御意見もあったんですけども、他国の比較とか他国の開示情報を見るとか、そういったことも、まだそれは時間がかかることで、今後の課題ということになるかと思っておりますけれども、他国の開示状況とか、あるいは予実管理だとまだ努力が見えにくいとかいう御意見に関しては、他国と比較してこれだけ頑張っているとか、これだけスピーディーにやっているとか、そういった情報もあってもいいのかなと思いをしました。

以上です。

○小林委員長 ありがとうございます。

ほかによろしゅうございますか。

今日、たくさんいろいろな意見をいただきました。今日の「特許特別会計のあらまし」、今度、「特許特別会計」とずばり書いているので、そこのところが私的には少し気になるところではあるんですけども、徐々にといたしますか、段階的にといたしますか、改善して

いくことが、先ほどの業務改革の一連かというふうに思いますので、なるべく努力して、私たち委員もオブザーバーの皆様方もいろいろ御意見を申し上げて進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

本日、いろいろな御意見をいただきました。いろいろな環境の変化があって、物価上昇のお話もありましたし、地政学的な問題とかりスクの点の御指摘もありました。いろいろなところで剰余金を確保していくといったところで、特許庁の任務を達成していくためにはそこが非常に生命線になりますので、その意味で予実管理をしっかりやっていく。非常に多様な状況がございますけれども、その中でもやっていく。悪いシナリオを想定するということがございましたけれども、経常的に改善をしていくということが議論されたと思います。

減免制度につきましても、法改正という方向に動いておりますので少し時間がかかるといったこともお認めいただいた上で、様々な観点から状況について検討していく、分析していくということが重要であるということだと思いますし、また、駆け込みのところのビヘービア、どういったところがそういうことをやっているのかということも重要な分析の観点かとも思います。この「あらまし」も大きな一歩だということで、これからもいろいろな工夫をしながら、分かりやすく特許特別会計について説明責任を果たしていくというような方向で検討していくということが確認されたというふうに思います。

本当に先生方、オブザーバーの皆様方、ありがとうございました。

本日予定されております議事は以上となります。

最後に、事務局から何かありますでしょうか。

○吉澤総務課長 本日は貴重な意見、ありがとうございました。

先ほど申しあげましたけれども、本日の議事録については、前回同様短期間になってしまいかもしれませんが、委員の皆様にも御確認をお願いさせていただきますので、何とぞよろしくどうぞお願いします。

また、次回第5回の小委員会の開催については、秋ということでございますが、また時期が近づいてまいりましたら日程調整をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくどうぞお願いします。

事務局からは以上です。

○小林委員長 ありがとうございます。

以上をもちまして、産業構造審議会知的財産分科会第4回財政点検小委員会を閉会いた

します。本日は、長時間の御審議、いろいろな御意見を賜りまして本当にありがとうございました。

4. 閉 会